

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成18年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年10月26日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	2,948,110	2,948,110	ジャスダック 証券取引所	株主として権利内容に制限のない、標準となる株式
計	2,948,110	2,948,110	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

新株予約権

株主総会の決議日（平成16年10月28日）		
	事業年度末現在 （平成18年 7 月31日）	提出日の前月末現在 （平成18年 9 月30日）
新株予約権の数（個）	112（注） 1	112（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	112, 000	112, 000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 株当たり 316（注） 2	同左（注） 2
新株予約権の行使期間	平成18年11月 1 日～平成21年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 316 資本組入額158	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、従業員が定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の 1 単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。	

株主総会の決議日（平成16年10月28日）		
	事業年度末現在 （平成18年7月31日）	提出日の前月末現在 （平成18年9月30日）
新株予約権の行使の条件	その他条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

（注）1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が当社普通株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済み普通株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数}}{\text{分株式数}} \times 1 \text{株当りの払込または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式または処分前の時価}}$$

（3）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成16年12月14日（注）	500,000	2,948,110	75,000	394,224	75,000	423,457

（注）有償第三者割当増資

発行価格 300円

資本組入額 150円

割当先 株式会社小森コーポレーション他、8社

(4) 【所有者別状況】

平成18年7月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	6	4	21	—	—	393	424	—
所有株式数（単元）	—	61	47	956	—	—	1,881	2,945	3,110
所有株式数の割合（％）	—	2.08	1.60	32.46	—	—	63.86	100.00	—

(注) 自己株式1,500株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に500株含まれております。なお、期末日現在の実質的な所有株式数は1,500株であります。

(5) 【大株主の状況】

平成18年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
加藤 優	札幌市白石区	746	25.33
株式会社 小森コーポレーション	東京都墨田区吾妻橋3丁目11-1	180	6.11
大日精化工業株式会社	東京都中央区日本橋馬喰町1丁目7-6	180	6.11
総合商研従業員持株会	札幌市東区東苗穂2条3丁目4-48	154	5.25
株式会社光文堂	名古屋市中区金山2丁目15-18	100	3.39
小松印刷株式会社	香川県香川郡香南町大字由佐2100-1	100	3.39
志田 秋子	札幌市厚別区	73	2.48
日藤ホールディングス株式会社	札幌市中央区北3条西14丁目2	70	2.37
東京インキ株式会社	東京都北区田端新町2丁目7-15	63	2.14
奥山 裕三	神奈川県茅ヶ崎市	50	1.70
株式会社ローレル インテリジェントシステムズ	東京都港区虎ノ門1丁目1-10 第2ローレルビル1F	50	1.70
計	—	1,767	59.96

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成18年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	自己保有株式 普通株式 1,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式2,944,000	2,944	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
単元未満株式 (注)	普通株式 3,110	—	同上
発行済株式総数	2,948,110	—	—
総株主の議決権	—	2,944	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式500株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成18年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 総合商研株式会社	札幌市東区東苗穂二条三丁目4-48	1,000	—	1,000	0.03
計	—	1,000	—	1,000	0.03

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年10月28日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成16年10月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社従業員 19
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	112,000 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり316(注2)
新株予約権の行使期間	平成18年11月1日から平成21年10月31日まで
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—

- (注) 1 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において対象者が権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、当該時点で行使または消却されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

- 2 新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、時価を下回る価額で当社普通株式に係る自己株式を処分するときもこれに準じて行使価額を調整するものとする。また次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済み普通株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当りの払込または処分価額}}{\text{新規株式発行または処分前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、新株予約権者という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、従業員が定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。
- (3) 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の 1 単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 旧商法第221条第6項による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	950	516,585
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には平成18年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの
単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式	1,500	—	1,500	—

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な課題として捉え、企業体質の強化及び今後の事業展開に備えた内部留保を勘案しながら、安定した配当を継続して行うことを基本方針としております。

この様な方針に基づき、当初計画どおり、期末に一株当たり15円の普通配当を実施いたします。また、今後につきましても、財務体質の強化を図りながら、安定した配当に努めてまいります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	平成14年 7 月	平成15年 7 月	平成16年 7 月	平成17年 7 月	平成18年 7 月
最高(円)	810	1,000	421	410 ※345	715
最低(円)	270	260	270	295 ※290	340

(注) 最高・最低株価は、平成16年12月13日よりジャスダック証券取引所におけるものであり、それ以前は日本証券業協会の公表のものとあります。なお、第34期の事業年度別最高・最低株価のうち、※は日本証券業協会の公表のものとあります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年 2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
最高(円)	613	700	715	670	635	660
最低(円)	533	574	675	576	580	500

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所の公表のものとあります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
代表取締役	会 長	加 藤 優	昭和14年7月15日生	昭和44年1月 個人にてプリント企画創業 昭和45年4月 プリント企画を総合印刷に屋号変更 昭和47年12月 総合商研(株)を設立(総合印刷を改組) 代表取締役(現任) 昭和52年8月 (有)アリ印刷代表取締役社長(有)アリ印刷 は平成5年7月に清算) 昭和57年7月 札幌印刷(株)代表取締役社長(札幌印刷(株) は平成6年3月に当社が吸収合併) 平成2年6月 菊水商事(株)代表取締役社長(菊水商事(株) は平成6年3月に当社が吸収合併) 平成10年2月 協同組合札幌プリントピア設立 理事長(現任) 平成16年10月 当社代表取締役会長兼管理部長 平成17年7月 当社代表取締役会長(現任)	746
代表取締役	社 長 兼営業本部長	片 岡 廣 幸	昭和32年7月16日生	昭和55年4月 当社入社 平成5年4月 当社営業部部長 平成7年8月 当社商業印刷事業部営業部長 平成9年10月 当社取締役 当社取締役商業印刷事業部事業部長 平成11年2月 当社取締役営業本部長兼営業第2部部長 平成14年4月 当社取締役札幌営業本部長 (当社マーケティング部・特販営業部・ 大阪営業部担当) 平成15年4月 当社取締役営業本部長兼大阪支社長 平成16年10月 当社取締役社長兼営業本部長 平成18年10月 当社代表取締役社長兼営業本部長 (現任)	17
取締役	生産本部長 兼厚木工場長	木 嶋 亮 二	昭和26年10月27日生	昭和51年4月 甲竜工業(株)入社 昭和52年10月 (株)吉田プロセス入社 昭和58年3月 当社入社 平成2年3月 当社製版部長 平成5年3月 当社第二生産部長 平成7年8月 当社研究開発室長 平成10年8月 当社研究開発部長 平成10年10月 当社取締役(現任) 平成14年4月 当社取締役生産本部長(現任) 平成18年10月 当社取締役生産本部長兼厚木工場長 (現任)	23
取締役	企画管理本部長	原 田 正 之	昭和28年10月15日生	昭和51年4月 (株)北海道銀行入行 平成14年7月 同行麻生支店長 平成16年7月 当社管理部財務担当部長 平成17年7月 当社執行役員企画管理本部長 平成17年10月 当社取締役企画管理本部長(現任)	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
取締役	本州統括兼 東京支社長	菊 池 健 司	昭和29年10月2日生	昭和53年4月 平成11年1月 平成13年2月 平成14年7月 平成14年9月 平成17年7月 平成17年10月 平成18年10月	(株)ダイエー入社 同社販売促進部長 同社 I R 広報部長 当社東京本部・副本部長 (株)総合商業研究所取締役 当社執行役員営業企画部長 当社取締役東京支社長兼営業企画部長 当社取締役本州統括兼東京支社長 (現任)	—
取締役	事業開発部長	高 谷 真 琴	昭和40年2月10日生	平成6年10月 平成13年4月 平成14年4月 平成16年3月 平成16年10月 平成18年10月	当社入社 当社営業第4部部長 当社マーケティング部部長 当社事業開発部長 当社執行役員事業開発部長 当社取締役事業開発部長 (現任)	1
監査役	常 勤	大 居 啓 子	昭和24年1月5日生	昭和52年12月 昭和58年1月 昭和58年8月 平成7年10月 平成10年10月 平成11年4月 平成14年12月 平成16年10月	森孝平公認会計士事務所入所 村住経営(株)入社 税理士登録 当社監査役 当社監査役退任 個人経営 税理士法人むらざみ総合事務所入所 当社常勤監査役 (現任)	—
監査役	—	長 谷 勲	昭和16年6月13日生	昭和45年1月 昭和48年3月 平成3年4月 平成13年7月 平成18年10月	大日精化工業(株)入社 北海道大日精化工業(株)入社 同社オフセットインキ部門統括副部長 同社オフセットインキ部門担当執行役員 (現任) 当社監査役 (現任)	—
監査役	—	西 岡 誠	昭和29年11月8日生	昭和52年4月 平成11年3月 平成13年4月 平成17年3月 平成18年3月 平成18年10月	小森印刷機械(株)(現 (株)小森コーポレーション)入社 同社営業二部部長代行 同社名古屋支店支店長 同社国内営業本部副本部長兼オフ輪営業部部長 同社本社営業本部部長兼オフ輪営業部部長 (現任) 当社監査役 (現任)	—
計						797

(注) 監査役長谷勲及び西岡誠の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

なお、当社は監査役会設置会社には該当いたしません、監査役会設置会社に準じて社外監査役として登用しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

〈コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方〉

当社は、企業活動に係る全ての利害関係者の利益を重視し、経営環境の把握や経営判断の迅速化を図るとともに、経営の透明性確保のために経営チェック機能の充実に努めております。

〈コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況〉

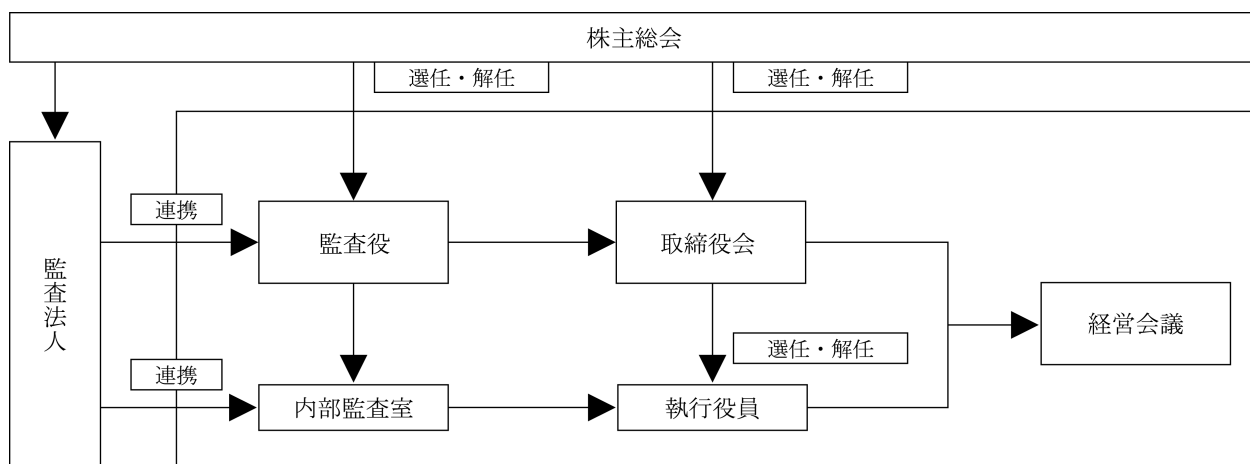
(1) 会社の機関の内容、内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

① 会社の機関の内容

当社は、経営上の意思決定機関として原則月1回定例取締役会を開催し、経営状況、計画の進捗状況を遅滞なく把握し、また必要に応じ適宜臨時取締役会を開催し、経営上の意思決定及び重要案件に対する迅速な対応を図っております。さらに、取締役会の決議内容、経営方針及び業務上の重要事項等を確認、協議し、効率的な組織運営を行うため、部・課長以上の役職者で構成される経営会議を開催し、社内の意識統一と推進・管理上の施策の浸透を図っております。

また、執行役員制度を導入しており、意思決定のスピードアップ、取締役会の監督機能強化を図るとともに、各部門に対する権限委譲をすすめ、業務執行の責任を明確にし、経営戦略のより迅速かつ正確な遂行を推進しております。

当社は監査役制度を採用しております。3名の監査役のうち2名は社外監査役であり、経営上の意思決定を適切に監督するために、監査役会に準じて3ヶ月に1回以上会合を開催し、取締役の業務執行状況及び取締役会並びに経営会議の実施状況を監視できる体制となっております。



② 内部統制システムの整備状況

当社は、平成18年5月29日の取締役会において「内部統制システム整備に関する基本方針」の決議を行いました。当該決議に基づきコンプライアンス体制の強化等、内部統制システムの整備に取り組んでおります。

内部監査につきましては、代表取締役直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は1名で構成されており、常勤監査役及び他部門との連携のもとで業務実施、執行状況等の監査を実施し、監査結果を取締役会で報告しております。当事業年度は13部署の内部監査を実施しております。

当社の組織は、営業本部、生産本部、企画管理本部、内部監査室により構成され、各部門の役割・権限を明確にするとともに、各部門に取締役を配置することで、内部牽制の組織の確立を図っております。また、企画管理本部内に、経営企画チーム、財務チーム、総務人事チームを配置し、内部管理部門を一元化することで、内部統制及びリスク管理体制の強化を図っております。

③ リスク管理体制の整備状況

当社では、事業活動全般にわたり生じる様々なリスクを正しく認識し、分析・評価を行い適切な対応策をとることが重要であると考え、企画管理本部がリスク情報の一元管理を行い、必要に応じて経営会議および取締役会に報告しております。また、対外的なリスクに関しましては、顧問弁護士と十分協議の上、対応しております。

(2) 会計監査の状況

全社業務全般に渡り厳格な会計監査を実施するため、中央青山監査法人与監査契約を締結し、定期的に会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は上田恵一氏及び廣瀬一雄氏であり、中央青山監査法人に所属しております。

当社の財務書類に対する連続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

また、監査業務に係る補助者は、公認会計士7名であります。

なお、中央青山監査法人は平成18年9月1日に名称を変更し、みずず監査法人となりました。

(3) 役員報酬の内容

取締役の年間報酬総額	42,000千円
監査役の年間報酬	3,600千円

(4) 監査報酬の内容

公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	12,000千円
上記以外の報酬	一千円

(5) 会社と会社の社外監査役との関係

当社の社外監査役2名は、当社株主2社の取締役・監査役であり、当社とこれら2社との間で購買取引があります。いずれの取引も定型的取引であり、当社と社外監査役個人との間に特別な利害関係はありません。

(6) 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近一年間における実施状況

- ① 取締役会は23回開催、監査役の会合は4回開催しております。
- ② 透明性のある経営を確保するための情報開示手段として、年2回の定例決算説明会に加え、個人投資家向けの会社説明会を1回開催いたしました。また、業績情報等のIR情報のホームページへの掲載などを活用した情報開示を実施しております。
- ③ 職務権限規程等を中心とした権限の整備、社内規程の整備、コンプライアンスマニュアルの全社員への配布と周知、外部講師を活用した社内研修の強化をすすめております。